

ソの「確定申告」に

▶「副業」の申告方法はこうしろ
▶株式・FX投資の損失は控除できる



確定申告は、昨年の所得に応じた所得税の金額を計算し、税務署に申告する手続きである。

「長年、会社勤めをしてい

るが、そうしたことなどし

たことがない」という人も

いるだろう。サラリーマン、

つまり給与所得者の多くは

申告をせずに済むのが一般的といえる。勤務先の経理

告をした方が得する「秘策」がある。

勤務先の給与を

支給してもらう

とボーナスから源泉徴収税

を納稅し、過払い分の還付

などの年末調整をしてくれ

るからだ。

しかし、東京都渋谷区の

齊藤一生税理士は、サラリーマンから確定申告の相談

をしばしば受けるという。

「よくあるのは、インター

ネット広告の一種であるア

フィリエイト、

それにネットを

使った物品売買

による収入があ

る人です。会社

から得る収入の

5倍以上をネットで稼ぐ人もいます。退勤後や

週末にホステスのアルバイトを

して、給与の何

か自宅に地方税の納付書

が郵送される。それゆえに

会社に知られる心配はな

い。しかし、後者を選ぶと

市区町村は勤務先にあなた

の住民税額を通知する。

経理部署に稼ぎが妙に多いこ

とが知られ、副業が発覚す

るというわけだ。

どうしても副業がバレや

すいケースがあるという。

「経費が売上高を上回つて

包装費や送料などの経費を

差し引いた額が「事業所得」

となり、確定申告をする必

要がある。また、ホステス

は個人事業主として扱われ

ることが多いという。

「副業による所得を勤務先

に知られたくない人は、確

定申告書の第2表に『給与、

公的年金等に係る所得以外

の所得に係る住民税の徴収

方法の選択」という欄で、必

ず『自分で納付』を選択し

てください。誤つて『給与

から差引き』を選ぶと、会社

に副業所得が発覚する可能

性が高まります」(齊藤氏)

前者を選ぶと、市区町村

が郵送される。それゆえに

会社に知られる心配はな

い。しかし、後者を選ぶと

方税納付書を自宅に郵送す

るよう依頼してください。

副業をしている人は、第2表(右)で「自分で納付」を選ぶこと

サラリーマン 秘策あり

申告期限が近づくと、税務署は大混雑することも



応じるかどうかは職員や市
区町村次第です」
次に株式などの投資をし
て儲けたケースを検討して
みた。昨年の株式配当と譲渡
益には所得税、復興特別所
得税、地方税がかかり、税
率は計10・147%だ。大
半の株式投資家が選択する
「源泉徴収ありの特定口座」
の場合、証券会社が税を源
泉徴収するため、確定申告
は不要だ。だが、複数の証
券会社と取引がある場合は
申告すると源泉徴収税の還
付を受けられることがあ
る。世田谷区の落合孝裕税
理士に聞いた。

「昨年、A証券で譲渡益が
100万円、B証券で譲渡
損が20万円とします。通算
すると譲渡益80万円にな
り、約2万円の還付を受け
られます。通算するとマイ
ナスになる場合は、最大3
年間繰り越せます」

昨年の通算損益がマイナ
ス300万円、今年の通算
損益がプラス200万円と
する。昨年からの繰越損失

は、100万円×0・5で
得られる50万円を譲渡所得
とします」

金地金を売買する際は、
身分証明書の提示を求めら
れ、売買記録が国税局に伝

と相殺すればマイナス10
0万円。確定申告すれば過
払い税額の還付を受けら
れ、さらに100万円分を
翌年に繰り越せる。

「所得税の申告は不要です
が、住民税の申告は必要で
す。市区町村の税務部署で

手続きしてください」

以前は全ての所得と合算
して累進税率を適用する
「総合課税」だったが、所
得に関係なく一律税率の
「申告分離課税」に変わ
った(13年は20・315%)。

不動産や金地金の売買では…

金地金は総合課税だ。前
出の落合氏が解説する。
「150万円の売却益があ
つたとする、特別控除50
万円を差し引いた100万
円を譲渡所得とし、他の所
得に合算して計算します。
保有期間が5年超の場合
は、100万円×0・5で
得られる50万円を譲渡所得

と相殺すればマイナス10
0万円。確定申告すれば過
払い税額の還付を受けら
れ、さらに100万円分を
翌年に繰り越せる。

「所得税の申告は不要です
が、住民税の申告は必要で
す。市区町村の税務部署で

手続きしてください」

以下なら確定申告は不要

メリットはある。高松市の

小林大税理士は、50万円の

還付を受けられたAさん

(40) の例を紹介する。
「Aさんの年収は約600
万円。共働きの妻と小学生
の子が1人いるほか、隣町
に住む実母(67) に毎月欠
かさず仕送りし、生活の面
倒をみています。実母とは
同居しておらず、遺族年金
収入が年103万円を超す
ため、扶養親族にはできな
いと思い込んでいました」

実際には、Aさんは実母
を扶養親族にできた。「扶
養親族に該当するか否かの
判断基準に遺族年金は含ま
ない」という規定がある。

扶養の実態も認められた。
「所得税・住民税を年53万
円ほど支払っていました
が、実母を扶養親族とし、
過去5年分の確定申告をし
たことで約50万円の還付を
受けられました」(小林氏)
期限は3月17日。知恵を
総動員して過払い税の還付
を目指そう。

投資以外にも確定申告の

メリットはある。高松市の

小林大税理士は、50万円の

還付を受けられたAさん

(40) の例を紹介する。

「Aさんの年収は約600
万円。共働きの妻と小学生
の子が1人いるほか、隣町
に住む実母(67) に毎月欠
かさず仕送りし、生活の面
倒をみています。実母とは
同居しておらず、遺族年金
収入が年103万円を超す
ため、扶養親族にはできな
いと思い込んでいました」

実際には、Aさんは実母
を扶養親族にできた。「扶
養親族に該当するか否かの
判断基準に遺族年金は含ま
ない」という規定がある。

扶養の実態も認められた。

「所得税・住民税を年53万
円ほど支払っていました
が、実母を扶養親族とし、
過去5年分の確定申告をし
たことで約50万円の還付を
受けられました」(小林氏)
期限は3月17日。知恵を
総動員して過払い税の還付
を目指そう。